手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条第６項に基づく事務	一般廃棄物処理業許可申請手数料	１件につき 3,000円
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条第７項に基づく事務	一般廃棄物処理業許可更新申請手数料	１件につき 3,000円
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条の２第１項に基づく事務	一般廃棄物処理業変更許可申請手数料	１件につき 3,000円
組合構成市町以外の市町村の一般廃棄物（ごみ）を、広域的相互支援（災害を含む。）により行うごみの処分事務	一般廃棄物処分手数料	ごみの受入れを行った月が属する年度の前年度の処理費（ただし、ごみを受入れる期間のＲＤＦ処理委託料又はごみ乾燥用灯油代の平均単価が前年度の平均単価と比較して10%以上の差が生じている場合は、前年度の処理費を受入れ期間中の平均単価に置き換えて算出した処理費）をごみの処理量で除した額に当該ごみの受入量を乗じて得た額と当該ごみの処分を行うために直接必要とした費用（時間外手当等）の合計額に１００分の１０５を乗じて得た額 　この場合において、１０円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。